

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生環第712号

平成29年8月10日

銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について（通達）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布）、国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第112号。平成29年3月31日公布）及び特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第174号。平成29年6月30日公布）がそれぞれ公布され、これに伴い銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の一部が改正されることとなった。

これらの改正の内容及び留意事項については、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について（通達）」（平成29年8月1日付け警察庁丁保発第118号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようになされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。